

す。但し保険料拂込期間中乙の死亡せるときは爾後
の保険料を免除するものとす。

(六) 經理及利益又は剩餘金の分配

本保険は他の保険と區別し特別に計算し、利益又
は剩餘金は甲の修學期間滿了迄甲乙共生せる契約
に對し契約保險金額に比例し分配するものとす。

別紙

一、中等學校とは、中等學校令に依る中等學校、師
範教育令に依る師範學校豫科、高等學校令に依る
高等學校尋常科、盲學校及聾啞學校令に依る盲學
校及聾啞學校の中等部、學習院學制に依る學習院
中等科、女子學習院學制に依る女子學習院中等科、
陸軍幼年學校令に依る幼年學校並に此等の諸學校
に準ずる學校を謂ふ。

二、高等專門學校とは、師範教育令に依る師範學校
本科及高等師範學校、高等學校令に依る高等學校
高等科、大學令に依る大學豫科、專門學校令に依
る專門學校、學習院學制に依る學習院高等科、女
子學習院令に依る女子學習院高等科、海軍兵學校
令に依る海軍兵學校並に此等の諸學校に準ずる學
校を謂ふ。

修學保險保險料見込表

(一) 中等學校の修學(第一類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一六三	一五〇	一五三	一七〇	二〇七	二五九
三	一八二	一八二	一八七	二〇三	二三六	二七三

(二) 高等專門學校の修學(第二類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一七六	一七三	一八三	二一八	二六〇	二九七
三	二〇六	一九九	二〇九	二三六	二七四	三二二
五	二二八	二三二	二三〇	二五七	三〇六	三五三
七	二七六	二七六	二八〇	二九六	三三三	三八〇
一〇	三三九	三三七	三三三	三四六	三九四	四四二

(三) 大學の修學(第三類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一九四	一七四	一七三	二〇三	二四〇	二八三
三	二〇六	二〇九	二一六	二五〇	二九三	三三八
五	二五七	二四一	二三七	二九〇	三三三	三八〇
七	三二五	二七六	二七三	三二六	三六九	四一三
一〇	三九六	三三三	三三〇	三九四	四三七	四九二

(四) 第一類、第二類を組合せたるもの

子女一父兄	三歲	加入	四〇
〇歲加入	二九四(六三三)	四二六(三三七)	四〇
五	三四七(一九三)	四九一(二七三)	四〇

(五) 第一類、第二類及第三類を組合せたるもの

子女一父兄	三歲	加入	四〇
〇歲加入	三七三(一五五)	五四七(二八〇)	四〇
五	四五九(一九三)	六五五(二七三)	四〇

(備考) 括弧内は保險金千圓に對する割合なり。

臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定

朝鮮同胞に對する徵兵制施行の決定については本誌
第三卷第六號本欄既報の如くであるが、今回更に臺灣
同胞に對しても徵兵制を施行する旨昭和十八年九月二
十三日閣議に於いて正式決定をみ、同日情報局より左
の如く發表せられた。

情報局發表

本日の閣議において「臺灣同胞に對し徵兵制を施行
し昭和廿年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むる
こと」に關し決定を見たり。

大東亞會議の開催並に大東亞共同宣

言の採擇

大東亞共榮圏の大理想を象徴し、東亞の歴史に一轉
機を劃すべき大東亞會議は昭和十八年十一月五日東京
都永田町帝國議事堂に於いて開催せられ、日本國、中
華民國、タイ國、滿洲國、フィリピン共和國、ビルマ
國の五箇國代表相會し、獨立親和による共存共榮の理
想を名實ともに明徴し大東亞戰爭の目的と成果とを全
世界に向つて宣明するに到つたが、翌六日には日本代
表東條首相の提案による大東亞宣言を滿場一致を以つ
て可決、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世
界進運貢獻の五原則を明らかにするに到つた。大東亞
會議事務局發表の右宣言を掲ぐれば左の如くである。

(大東亞會議事務局發表)

昭和十八年十一月五日及六日の兩日東京に於て大東